

葉山パブリックゴルフコース利用約款

第1条（約款の適用）

葉山パブリックゴルフコース（以下「当ゴルフ場」という）の施設を利用されるかたは、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

第2条（休場日、開閉場時間）

当ゴルフ場の休場日と開閉場時間は別に定めるところによります。但し、天災、天候又は当ゴルフ場の都合等のやむを得ない事情により臨時的に休場したり、又は開閉場時間を変更したりすることがあります。

第3条（施設利用の申込）

当ゴルフ場の施設を利用しようとする方は、別に定める規定により申込をし当ゴルフ場の承認を得なければなりません。

第4条（施設利用契約の成立、利用料の支払）

当ゴルフ場の施設を利用しようとする方は、当日フロントにおいて、所定の名簿又は用紙に署名の上利用料金を支払っていただきます。

これにより、当ゴルフ場と署名者の間に施設利用契約が成立したものと致します。但し、第5条の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。

第5条（施設利用の拒絶）

下記の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。

1. 暴力団対策法による指定暴力団その他これに類する暴力団の構成員。
2. 暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をする恐れのある方。
3. 偽名または他人名義で登録が行われたとき。
4. 泥酔、覚せい剤等の薬物使用のとき。
5. 入れ墨・タトゥーを露出されている方並びに入れ墨・タトゥーのある方のシャワーの利用。
6. 他の利用者に迷惑をかけ又は不快感を与える恐れがあると当練習場が判断した方。
7. 天災その他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズする時。
8. その他の理由により当練習場の利用をすることが好ましくないと当練習場が判断した方。

第6条（施設利用継続の拒絶）

下記の各号に該当する方は、施設利用の継続をお断りいたします。当ゴルフ場から利用継続拒絶の通知を受けた方は、プレー途中であっても直ちにプレーを中止し、速やかに当ゴルフ場から退去していただきます。この場合お支払い頂いた利用料金は返却致しません。

1. 施設の利用開始後に、第5条に該当する事が判明した方。
2. ゴルフ技術が著しく低く又はプレーが極端に遅い等の理由により他の利用者に迷惑がかかると当ゴルフ場が判断した方。
3. 他のお客様への迷惑行為や公序良俗に反する方、スタッフへのセクハラやパワハラ行為等、ゴルフ場が相応しくないと判断した方。

第7条（掲示等による告示の厳守）

利用者は、場内掲示又は口頭による告示を厳守していただきます。

第8条（ゴルフ場内への持込み禁止品）

当ゴルフ場内へ下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. 銃砲刀剣類。
2. ペットを含む動物
3. 悪臭を放つもの。
4. 発火、爆発の恐れがあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. 他人に迷惑・危険を及ぼし又は不快感を与える恐れのあるもの。
7. 食べ物類（弁当他）。

第9条（ゴルフ場内での禁止行為）

当ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。

1. 賭博その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、広告宣伝等の行為。
3. 利用者以外のコース内立入り（特に許可する場合は除く）。
4. 他人に迷惑・危険を及ぼし又は不快感を与える行為。
5. 倉庫、スタッフ事務所等立入禁止区域への侵入。
6. 無断での当ゴルフ場の利用、立ち入り、見学、写真撮影、録音、録画等。
7. 友人、知人、またはいかなる関係者であっても、当ゴルフ場所属ティーチングスタッフ以外の方のレッスン。
8. フロントで登録以外の方のプレー。

9. 精算機、自動販売機等の施設の機器の操作手順を守らず、これらを叩く等の乱暴な行為。

第10条 (金銭、高価品、携帯品、自動車等の保管責任)

1. 金銭その他高価品は、当ゴルフ場備え付けの貴重品ロッカーにお預け下さい。貴重品ロッカーの鍵は利用者ご自身で保管して下さい。
2. 着替え用ロッカーの鍵は利用者ご自身で保管して下さい。
3. 貴重品ロッカー格納物、着替え用ロッカー格納物、携帯品、場所を提供しているだけの駐車場の自動車の盗難、紛失、損傷等の事故について当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第11条 (エチケット・マナーの厳守)

クラブハウス、コース及び付帯施設内では、他人に迷惑をかけたり不快感を与えないようエチケット・マナーを厳守して下さい。

第12条 (プレーにおける危険防止)

ゴルフは時により大変危険を伴うことがありますので、次の事項に留意して全て自己の責任でプレーをしてください。

1. ティーイングエリアには、打者以外の方は入らないで下さい。
2. 素振りをするときは指定場所内で、周囲に十分気をつけて慎重に行ってください。
3. 同伴者は打者の前に絶対に出ないで下さい。
4. 自己の飛距離、飛行方向を適切に判断し、先行組や隣接ホールに打ち込まないように慎重に打球して下さい。
5. ショートホールやパスの際に後続組に打球させるときは、安全な場所に退避して下さい。
6. ホールアウト後は速やかにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次へ進んで下さい。

第13条 (ベルト・コンベアー、スロープカーの使用)

コース内に設置してある、スロープカーをご利用の際は、運行注意事項を守り利用して下さい。特に手、足を外側に出さないで下さい。又始動、停止の際は前後の組にご配慮下さい。

第14条 (雷鳴があった場合の避難)

雷鳴があった場合には、直ちにプレー又は練習を中止し、避難所等安全と思われる場所に避難して下さい。

第15条 (人身事故等の場合の応急処置)

万一人身事故等が起きた場合は、直ちにプレーを中止し、当ゴルフ場側に連絡して下さい。

第16条 (用具の確認)

利用者がプレーを終了又は中止した場合は、クラブ等の用具を点検し、間違いがないか確認して下さい。確認後の用具の不足、現疵等については当ゴルフ場は責任を負いません。

第17条 (宅配便の取扱い)

宅配便荷物の破損又内容物の過不足等については当ゴルフ場は責任を負いません。利用者がクラブ以外のものを宅配便で送られる場合は、あらかじめ連絡して下さい。

第18条 (火気使用の禁止)

ゴルフ場内での火気使用又は所定場所以外での喫煙は禁止いたします。

第19条 (違背の場合の責任)

利用者が、本契約に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合、又は自分が傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第20条 (施設に損害を与えた場合の弁償)

利用者が、故意又は過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償して頂きます。

第22条 (飲酒運転の禁止)

当ゴルフ場への往復時および当ゴルフ場内においては、絶対に飲酒運転を行わないでください。当ゴルフ場は、レストラン・売店等当ゴルフ場内の全施設において、運転者に対するアルコール類の提供を一切お断りいたします。

第23条 (当ゴルフ場が発行する金券・ポイントカード等のサービスについて)

当ゴルフ場は、いつでも、当ゴルフ場が発行する金券・プリペイドカード等のサービスを変更することができるものとします。

(付則) 本約款は、平成27年 4月 1日から実施いたします。

改正 令和 3年 8月10日